



様式第6号(第13条関係)

一般廃棄物処理業許可証

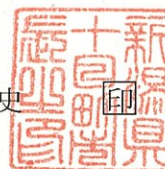
株式会社 村山興業
代表取締役 村山 広幸 様

令和6年3月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条の規定により、下記条件を付して許可する。

許可番号 第 17 号

令和6年4月1日

十日町市長 関口 芳史



取扱廃棄物の種類	解体工事に伴う一般廃棄物
業務の内容	上記「取扱廃棄物の種類」の収集運搬
許可の期間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日まで
許可区域	十日町市区域内
その他の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 (2) 市長の定める処理計画に従い、かつ、指示に従うこと。 (3) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることがある。 (4) 有効期間が満了した許可証(令和4年4月1日付けの許可番号第17号)は速やかに返納すること。